

# Abeanary 通信

## ～トピックス～

1. 下請ルールが激変 新「振興基準」が令和8年施行へ
2. 税務カレンダー（2026年1月、2月の税務）
3. おススメ書籍のご紹介



## 経営者の名言シリーズ

### 人生・仕事の結果＝考え方×熱意×能力

稻盛和夫（京セラ創業者）

※経営者100の言葉より引用

#### 下請ルールが激変 新「振興基準」が令和8年施行へ

##### ◆新「振興基準」が令和8年施行へ

経済産業省が定めた「受託中小企業振興基準」が、令和8年1月1日から本格施行されます。これは下請中小企業振興法に基づき、取引ルールを包括的に整備したもので、発注内容の明確化、価格交渉の義務化、手形利用の制限など、下請けビジネスに関わる中小企業にとって極めて重要な内容です。特に、大企業との取引において交渉力に不安を抱える企業こそ、この基準を活用することで取引の「見える化」や「利益確保」が実現可能になります。

##### ◆契約書が“盾”になる時代

従来、電話一本や口頭での発注で済ませていた中小企業も多いでしょう。しかし新基準では、取引継続の際には基本契約を結ぶことが前提とされ、納期・価格・支払方法・仕様変更の費用などを事前に書面（メール等含む）で明示する必要があります。これにより「言った言わない」のトラブルを防ぎ、納期短縮や発注変更に伴うコストも正当に請求できる道が開けます。契約書は交渉力の証であり、経営を守る盾になるのです。

##### ◆原材料高騰は“価格転嫁”で対応

特筆すべきは、年に2回（3月・9月）の価格交渉促

進月間の導入です。原材料費・人件費・電気代などのコストが上昇した場合には、発注元との価格交渉を申請し、協議記録を残すことが求められます。労務費の転嫁も対象となるため、最低賃金引上げ後の価格改定が通りやすくなります。今後、下請企業が「物申す」ことは権利として明確化され、「泣き寝入りしない経営」が求められます。

##### ◆下請けの未来は「攻め」にあり

この新基準は単なるルール集ではなく、「パートナーシップ構築宣言」や「振興事業計画」といった攻めの制度活用を促しています。たとえば、複数社で連携しサプライチェーンの川上に進出する「特定連携事業」は、大企業依存から脱却する実効性のある手段です。また、BCP（事業継続計画）や事業承継支援、電子受発注など、将来を見据えた中小企業の“経営力強化”を後押しする支援制度とも直結しています。新基準の理解は、下請けに留まらない未来戦略の第一歩となります。

## 2026年1月の税務

1月13日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

2月2日

- 支払調査の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

## 2026年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月2日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

- 給与支払報告書の提出

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）

## おススメ書籍のご紹介



書籍要約サービス「フライヤー」の  
詳細・お申込みは[こちら](#)



気持ちがラクになれば、きっと毎日にいいことが起こるはず。著者のそんな思いから生まれたのが、本書『いいことが起こる人の習慣』だ。

心がモヤモヤしたり、イライラしたり。ストレスが多い社会では、ネガティブになり、心が「ちょっと苦しい」という状態はよくあることだ。その苦しさを我慢したり、そのモヤモヤに気づかないふりをして過ごすことが当たり前になっている。

しかし、著者である内藤謙人氏は、そんな状態を我慢することなく、モヤモヤを解消する41のヒントを試すことをすすめている。内藤氏は、社会心理学の知見をベースに実践的な発信を行なっている人気の心理学者だ。その著書は250冊を超えている。

本書で紹介している41のヒントは、世界中の心理学の研究や実験によるエビデンスに基づいており、効果が確認されたものばかりだ。決して難しい方法ではない。ほんの少し考え方や行動を変えるなど、今、この瞬間から試せるものも数多くある。

「本を読む気力すらない」という場合は、目次から自分の悩みに該当する問い合わせ探し、本文を飛ばして結論を読むだけでも腑に落ちるはずだ。

◆◇◆詳細が気になった方はぜひ、  
「フライヤー」をご利用ください◆◇◆

株式会社アビーナリーマネジメント  
税理士法人アビーナリーマネジメント  
株式会社アビーナリーネクスト



〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F  
TEL: 022-225-5090  
FAX: 022-225-5091